

JMRC四国登録クラブ・団体の皆様へ

スポーツ安全保険案内 2016

- 加入依頼先
JMRC四国スポーツ安全保険事務局
- 引受幹事保険会社
東京海上日動火災保険株式会社

スポーツ安全保険とは

本保険は、(財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行った**4名**以上のアマチュアの社会教育関係団体の構成員を被保険者(補償の対象となる方)として、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社9社との間に、傷害保険(突然死葬祭費用負担特約)、賠償責任保険を一括契約した補償制度です。

(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に、JMRC四国はアマチュアスポーツ団体として加入する。これにより、JMRC四国登録クラブ・団体の所属クラブ員はクラブを通じて加入することができる。1クラブ**4名**以上の加入を条件とする。

1. 加入条件

- (1) (財)スポーツ安全協会に対してJMRC四国が代表となり一括加入します。1クラブ**4名**以上で加入することが、この団体保険を有効にする必須条件です。
■初回加入時には**4名**以上の加入が必要ですが、追加加入の際には、1名からでも手続きができます。
- (2) JMRC四国登録クラブ・団体の所属クラブ員であることを条件に加入することができる。但し、プロドライバーの方は加入できない。
■プロドライバーとしての判断は、その活動のみで社会通念上、一般的な生活が成り立つことであるが、最終的には保険会社の判断による。

2. 団体加入のメリット

- (1) JMRC四国を通じてスポーツ安全保険に加入しているクラブが主催するイベント等に、同様にJMRC四国を通じて加入している他クラブのクラブ員が参加する場合にも補償の対象となる。
- (2) JMRC四国を通じてスポーツ安全保険に加入していないクラブが主催する競技会等に参加する場合でも一定の基準(活動の趣旨・参加人数等)を満たせばJMRC四国の団体活動として補償の対象となることがある。

3. 補償期間

平成**28**年4月1日午前0時～平成**29**年3月31日24時まで

4. 補償対象範囲

- (1) スポーツ安全保険に加入している各クラブの団体活動が補償される。団体活動であればJAF公認競技会か否かによらず対象となるので、クラブ主催の練習会・走行会・講習会・会議等も対象となり、自動車博物館の見学やドライブ会等でも良い。但し、JAF公認競技会に限り、クラブの代表として1人で参加する場合も補償の対象となる。
- (2) 自宅から会場までの通常の経路往復中も対象となる。(Ⓢ自動車事故による車両、対物および第三者のケガに対しては補償の対象となりませんが、自身のケガに対しては傷害保険が補償の対象となります。)
- (3) JMRC四国登録クラブ・団体であっても、保険に加入していないクラブが主催するイベントは補償の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

5. 補償される内容

- (1) 傷害保険
急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む)による死亡・後遺障害・入院・手術・通院をした場合
(例)クラッシュして骨折をした
- (2) 賠償責任保険(自動車等の所有、使用または管理に起因するものは補償されない)
他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合
(例)テント設置中にバランスを崩し第三者にケガをさせた
- (3) 突然死葬祭費用保険
急性心不全・脳内出血等による、被保険者の突然死に際し、親族が葬祭費用を負担した場合
(例)クラブでの走行会中に脳内出血で死亡

6. 賠償責任保険が支払われない場合

- (1) 自動車(自動二輪車、原付を含む)の所有、使用または管理に起因するもの
(例)会場内を車両で移動中、人または他の車両と接触し損害を与えた
(例)パドックで駐車中、車両が動き出し周りの車両に接触し損傷を与えた
(例)走行中にコースアウトし会場の施設、光電管、車両を破損した
- (2) 自身の所有、使用もしくは管理するものについての補償
(例)テント設置中にバランスを崩し自身の車両を損傷した

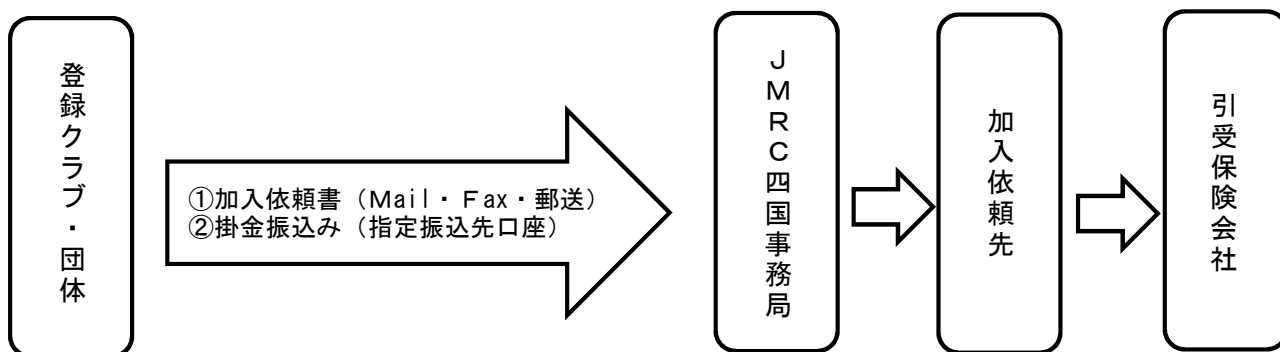
7. 掛金および補償額

加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
C区分	2,000円 64才以下	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物損害 合算1事故・5億円 但し、身体賠償は 1人・1億円	突然死(急性心不全・ 脳内出血等) 葬祭費用180万円
B区分	1,500円 65才以上	600万円	900万円	1,800円	1,000円	身体・財物損害 合算1事故・5億円 但し、身体賠償は 1人・1億円	突然死(急性心不全・ 脳内出血等) 葬祭費用180万円

8. 補償内容の説明

担保内容	保険金が支払われる場合	支払われる保険金	保険金が支払われない 主な場合(抜粋)	
傷害 保険	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内にその傷害がもとで死亡した場合	保険金額の100%	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為、無資格運転、飲酒運転 ・脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)心神喪失 ・むちうち症、腰痛など医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内にその傷害がもとで後遺障害が生じ、かつ生存している場合	後遺障害の程度によって最高額の3%~100%	
	入院保険金	傷害により、平常の業務に従事すること、または平常の生活ができなくなり、かつ医師の指示に基づき入院した場合	事故の日からその日を含めて180日を限度として1日につき所定の入院保険金日額を支払われる	
	通院保険金	傷害を被り、その直接の結果として生活機能または業務能力の減少をきたし、入院によらずに医師の治療を受けた場合	入院日数に対し90日を限度として1日につき所定の通院保険金が支払われる	
賠償責任保険	他人の身体の傷害または財物の破損につき、法律上の損害賠償責任を負担した場合	身体賠償・財物賠償合算で1事故5億円 但し、身体賠償は1人1億円(免責金額なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の損害賠償責任がない場合 ・故意によるもの ・自動車(自動二輪車、原付を含む)の所有、使用または管理に起因するもの 	
突然死葬祭費用保険	団体の活動中およびその往復中に突然死した場合	親族が負担する葬祭費用に対して、180万円を限度として、その実額を支払う	<ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・心神喪失 	

9. 申込方法 (次頁 10. 申込要領は必ずお読みください)



- ① スポーツ安全保険加入依頼書 (加入依頼者名簿) の全項目 (必須) を記入し、E-Mail・Faxまたは郵送にて申込みを行ってください。
- ② 1. 振込掛金内訳欄に記入し、掛金を指定振込先口座へ振り込んでください。
2. 当保険は指定振込先口座への振込方式のみとし、現金による取扱いは行いませんので、必ず下記振込先口座へご入金ください。(振込手数料は、振込人の負担となりますのでご了承ください。)
また、振込方式の保険ですので領収書は発行いたしません。
- ③ JMRC四国に掛金を振り込んだ日から有効とはならず、手続き完了後有効になるまで1週間程度かかります。

【申込先】 JMRC四国保険担当事務局

【依頼書送付先】 JMRC四国保険担当事務局

■ E-Mailの場合

(送信先アドレス) hoken-1@jmrc-shikoku.gr.jp

■ FAXの場合

(送信先番号) 089-924-0299

■ 郵送の場合

(送付先住所) 〒791-8022

愛媛県松山市美沢2丁目5-33

山本自動車工業(株)内

JMRC四国保険担当事務局宛

【保険料振込先】 ■ 郵便局・郵便口座よりお振込みの場合

(記号) 16190

(番号) 21157271

(口座名義) JAF四国地域クラブ協議会共済

ジエーエーエフシヨクチキョウクラブキョウギカイヨウカイ

■ 銀行等よりお振込みの場合

(銀行名) ゆうちょ銀行

(店名) 六一八

(読みロクイチハチ)

(店番) 618

(預金種目) 普通預金

(口座番号) 2115727

(口座名義) JAF四国地域クラブ協議会共済

ジエーエーエフシヨクチキョウクラブキョウギカイヨウカイ

10. 申込要領

指定の加入依頼書に必要事項を記入のうえ、指定振込先口座へ掛金の入金とJMRC四国保険担当事務局へ加入依頼書をE-Mail・FAXまたは郵送にて提出してください。

《被保険者情報について》

- ① 加入依頼者名簿は、「スポーツ安全保険加入依頼書」を使用してください。
※ 必ず指定の依頼書を使用してください。
- ② 「振込掛金内訳」（振込金額との照合）は、間違いのないように記入してください。
- ③ 加入依頼者名簿は、必ずフルネームを記入し、ふりがな・性別・年齢も記入してください。
※ 楷書で丁寧に記入してください。

【申 込 先】 JMRC四国保険担当事務局

【依頼書送付先】 JMRC四国保険担当事務局

■ E-Mailの場合

(送信先アドレス) hoken-1@jmrc-shikoku.gr.jp

■ FAXの場合

(送信先番号) 089-924-0299

■ 郵送の場合

(送付先住所) 〒791-8022
愛媛県松山市美沢2丁目5-33
JMRC四国保険担当事務局宛

11. 事故が発生した場合

- 事故が発生した場合は、直ちに次の事項をJMRC四国保険担当事務局までご連絡ください。

- ① 被保険者名
- ② クラブ名

12. その他

この案内に記入してあるスポーツ安全保険については抜粋概要です。正式なものは「スポーツ安全協会規定」「スポーツ安全保険のあらまし」及び、あらましの④「重要事項説明書」になります。「スポーツ安全保険のあらまし」及び、あらましの④「重要事項説明書」の内容を了承のうえ、お申込ください。

- * 「スポーツ安全保険のあらまし」及び「重要事項説明書」は、財団法人スポーツ安全協会のホームページに掲載されています。 <http://www.sportsanzen.org/>
- * 上記ホームページがご覧いただけない方は、同一内容のパンフレットをJMRC四国登録クラブ・団体の事務局担当者様へ送付させて頂いております。

2016年11月28日一部訂正